

第二菖蒲の郷デイサービスセンター

重要事項説明書

当事業所は、利用者ご本人に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。しかし、要介護認定をまだ受けていない方でも、認定見込みのある方については、申請日から「みなし」でサービスの利用が可能な場合があります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖優会
- (2) 法人所在地 滋賀県草津市山寺町 837 番地
- (3) 電話番号 077-566-3888
- (4) 代表者氏名 理事長 片島 京子
- (5) 設立年月日 平成3年9月5日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
滋賀県指定 第2570600748号

(2) 事業所の目的

社会福祉法人聖優会が行う指定通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護の提供に当たる従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 第二菖蒲の郷デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地等 滋賀県草津市追分南5丁目18番8号 電話077-566-5363
- (5) 事業管理者 所長 片島 京子
- (6) 当事業所の運営方針

従業者は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- (7) 開設年月日 平成22年6月1日
- (8) 通常の事業の実施地域 草津市・栗東市
- (9) 営業日及び営業時間等

営業日	月～土（但し12月30日～1月3日を除く）
受付時間	月～土 9:00～17:30
サービス提供時間	月～土 9:30～16:40

- (10) 利用定員 25人

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。 ※令和6年4月1日現在

1 管 理 者	1名
2 生 活 相 談 員	2名 (常勤換算 1.2名)
3 看 護 職 員	2名 (常勤換算 1名)
4 介 護 職 員	8名 (常勤換算 6.0名)
5 機能訓練指導員	2名 (看護職員と兼務)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (別紙、利用料金表をご覧ください)

- ①入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割、8割、7割) が介護保険から給付されます。
- 次の加算対象サービスは、種類や実施日、実施内容等について、居宅介護サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割、2割または3割を追加料金としてご負担いただきます。

① 入浴介助加算

・通所介護計画に基づき、入浴介助を実施した場合に加算致します。

② サービス提供体制強化加算 (I)

・介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が25パーセント以上である場合に加算致します。

③ 介護職員等処遇改善加算 (I)

・介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行った場合に加算致します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス (別紙、利用料金表をご覧ください)

① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者ご本人の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担していただきます。

③ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域 (草津市・栗東市) 以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、区域外からご自宅との間の送迎費用をご負担していただきます。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

④ 施設内及び施設外特別行事

行事ごとに計画詳細を提示し参加希望を聞いた上で、実費をご負担していただきます。

- ⑤ 延長利用 営業時間以外の受入については延長利用料金をご負担していただきます。
- ⑥ 日常生活費 日常生活消耗品等の料金をご負担して頂きます。
- ⑦ 食事の提供に要する費用をご負担して頂きます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、次の2つのどちらかの方法によりお支払い下さい。

- ①ご利用者・ご家族様等の郵貯銀行の通帳口座からの自動引き落とし
- ②1ヶ月ごとの現金でのお支払い

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用中止のご連絡は、当日の午前8時45分までに申し出てください。
- ② 利用日の変更・追加等につきましては、事前に居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員とご相談の上ご連絡ください。

5. サービス利用にあたっての禁止事項について

当事業所の職員に対して以下の事項に該当する行為がみられた場合は、契約を解除しサービス利用を中止する場合があります。

- ① 当事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中にご利用者以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット・SNS等に掲載すること。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 生活相談員：藤井 博子

(TEL) 077-566-5363

(FAX) 077-566-5367

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ① ご利用者の保険者の介護保険担当課

※草津市の場合：草津市介護保険課

所在地 滋賀県草津市草津3丁目13-30 電話 077-561-2369

※栗東市の場合：栗東市長寿福祉課

所在地 滋賀県栗東市安養寺1丁目13-33 電話 077-551-0281

- ② 滋賀県国民健康保険団体連合会

所在地 滋賀県大津市中央4丁目5-9 電話 077-522-0065

(3) 第三者による評価の実施状況 ⇒実施していない

第二菖蒲の郷デイサービスセンター

利 用 料 金 表

1 居宅介護サービス費

区分	項 目	金 額
基 本	要介護1	688円/日 (1割負担)
		1,376円/日 (2割負担)
		2,063円/日 (3割負担)
	要介護2	812円/日 (1割負担)
		1,624円/日 (2割負担)
		2,436円/日 (3割負担)
	要介護3	941円/日 (1割負担)
		1,881円/日 (2割負担)
		2,822円/日 (3割負担)
	要介護4	1,069円/日 (1割負担)
2,138円/日 (2割負担)		
3,207円/日 (3割負担)		
要介護5	1,200円/日 (1割負担)	
	2,400円/日 (2割負担)	
	3,599円/日 (3割負担)	
加 算	入浴介助加算	42円/日 (1割負担)
		84円/日 (2割負担)
		126円/日 (3割負担)
	サービス提供体制強化加算 (I)	23円/日 (1割負担)
		46円/日 (2割負担)
		69円/日 (3割負担)
	送迎減算	-50円 (片道につき) (1割負担)
		-99円 (片道につき) (2割負担)
		-148円 (片道につき) (3割負担)
介護職員等処遇改善加算 (I)	当該月のサービス費の総単位数にサービス別加算率(9.2%)を乗じた単位数…(a)	
	(a)に地域区分・5級地単価(10.45円)を乗じた金額の1割、2割または3割分の額	

※ 上記の料金表には、各サービス項目の単位数に地域区分・5級地単価(10.45円)を乗じた金額(端数切捨て)の1割、2割、3割(自己負担相当額)分の額を表示しています。

2 その他の費用

料金の種類	金 額	
特別な食事の費用		実 費
通常の事業地域を越えて行う送迎サービス	1キロメートルごと	30円/km
食事の提供に要する費用	昼 食	650円/回
サービス延長料金		100円/15分ごと
日常生活費	おむつ代	120円/枚
	パンツタイプ	150円/枚
	尿取りパッド	30円/枚
	褥瘡処置用滅菌ガーゼ	15円/枚
特別な行事費		実 費